

## 手指の消毒剤 噴霧するときは気をつけて!

- 店舗などの入口に設置された消毒剤を使用する際は、子どもの顔や目にかからないよう、近くに子どもがいないことを確認し、ノズルの高さや向きに注意しましょう。
- 子どもの手に使用する場合も、大人がスプレーするなどしましょう。
- 目に入った場合は、目をこすらないように注意してすぐに水やぬるま湯で洗い、痛みや充血がある場合は医療機関を受診しましょう。



子どもサポート情報より

## 消費生活



## 通信

令和4年10月  
vol.144

📍役場町民課

消費生活センター

☎27-1958(直通)

※来所の際は事前にお電話頂けると確実です

## 10月は食品ロス削減月間

### クイズ

「おいしく食べることができる期限」  
は次のうちどれでしょうか?

- (ア) 利用期限  
(イ) 賞味期限  
(ウ) 有効期限  
(エ) 消費期限 答えは📞、ヒントは📺

- 賞味期限とは、おいしく食べることができる期限です。期限を過ぎたからといって、すぐに食べられなくなるわけではありません。煮たり焼いたり、十分加熱するなど調理方法を工夫してみましょう。
- 消費期限は、過ぎたら食べない方がよい期限です。消費できる量を購入し、期限内に食べきりましょう。

### 長期保存・使い切りのヒント

- \* 冷凍
- \* 干す
- \* 調味料に漬ける

例) 塩………山菜、塩豚、鶏ハム  
醤油………刺身、卵  
味噌………肉、魚、卵  
酢………ピクルス、魚  
オイル…野菜、肉  
酒………果実酒



クイズの答え (イ)

### こんな方法も!

- \* なるべく「てまえどり」をする。(手前に陳列されている、期限の近い商品を選ぶ)
- \* 買い出し前にスマホで冷蔵庫・食材庫の写真撮っていく(買すぎ防止のため)
- \* 使い切りパーティー…家で持て余している食材、期限が近い食材を持ち寄り、みんなで調理法を考えたり、交換する
- \* フードバンクに寄付する



# 10月1日

## 「聖籠町消費者被害防止見守りネットワーク」 が発足します

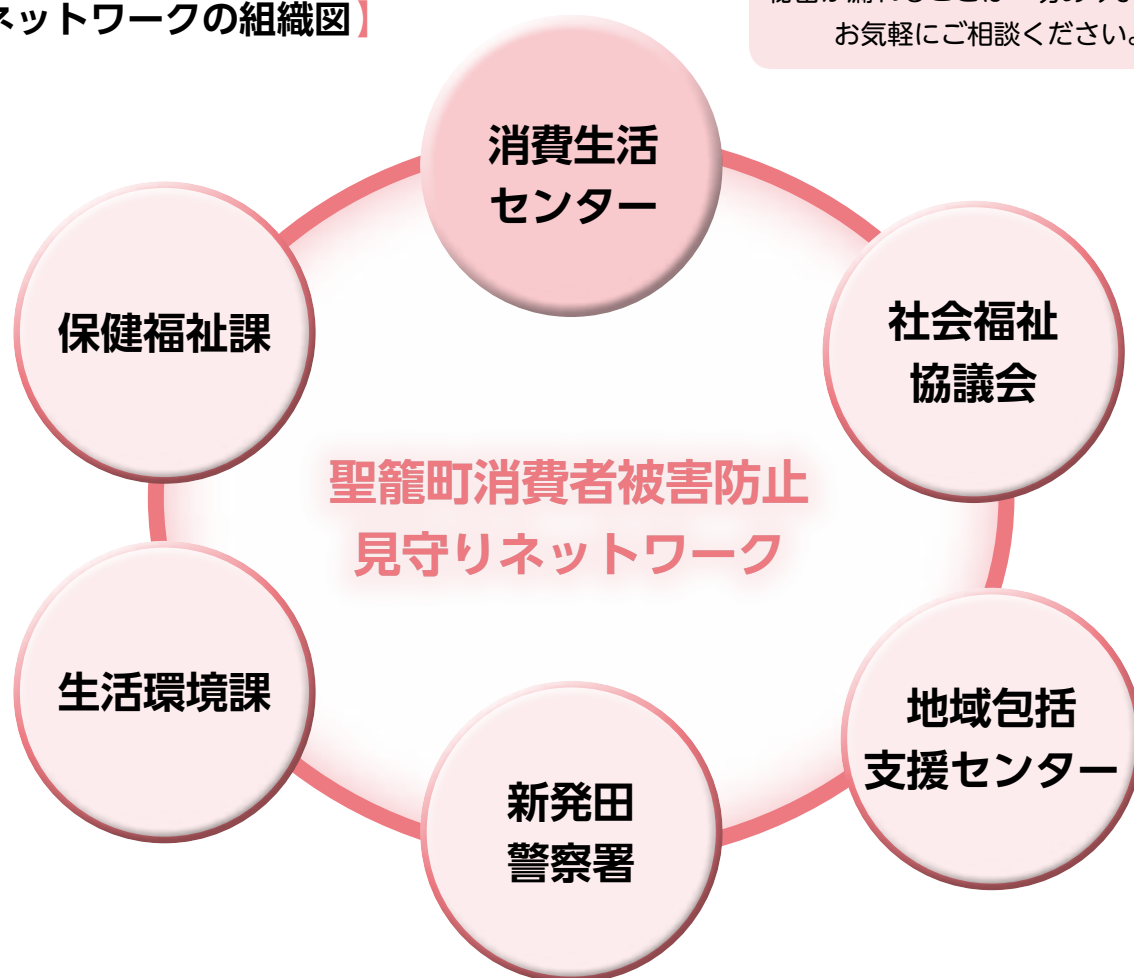
全国的に消費者被害の報道に触れない日はなく、本町においても毎年100件を超える相談が寄せられています。

町民の皆さん、特に高齢者の方を消費者被害から守るため、この組織を立ち上げました。関係機関が連携することにより、消費者被害の予防・拡大防止に努めるとともに、地域や家庭の困りごとの相談窓口として活動します。

- ① ネットワーク内で情報共有し、消費者被害の予防のため、困りごとはないかなど、声掛けをさせていただきます。
- ② 保健師や包括支援センター職員などが訪問した際に、消費者被害に関するご相談をいただいたときは、すぐに町の消費生活センターにつないで、問題の解決を図ります。

### 【ネットワークの組織図】

秘密が漏れることは一切ありません。  
お気軽にご相談ください。



お問い合わせ 聖籠町消費生活センター（役場町民課内） ☎27-1958